

性別適合手術

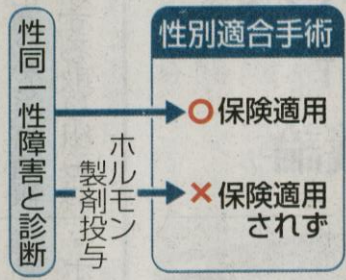
保険適用半年で1件

対象外治療必要、国外へ

心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）の人が受ける性別適合手術に4月から公的医療保険の適用が認められたにもかかわらず、性器の除去と形成をする手術については、保険適用の事例が半年で1件にとどまることが13日、GID学会認定病院への取材で分かった。

ほとんどの患者は保険が適用されないホルモン製剤投与の治療も必要のため、手術が「混合診療」とみなされて医療保険の対象外となる。費用が大きく変わら

性別適合手術の公的医療保険適用の流れ



ず手術が盛んなタイへの渡航につながっており、この分野の医師は「ホルモン治療は医学的に避けられず、保険制度が機能していない」と訴えている。GID学会などによると、性器に関する手術で保険適用が認められるのは学会認定病院のみ。そのうち実際に患者を受け入れているのは岡山大病院、札幌医大病院、山梨大病院、沖縄県立中部病院の4施設。

各病院への取材によると4～10月中旬、性器に関する手術は計28件。保険適用は8月、山梨大病院の1件だけだった。このケースは患者の体質を考慮して例外的にホルモン投与を避けていた。大半の患者はホルモンを投与し手術の是非が診断される。体の一部を除去すると復元困難で、大きな変化に心と体が適応できるか経過を見るため投与が必要と

される。性別適合手術にはほかに乳房切除があり、この手術は体内の変化が比較的小さいため、ホルモンを投与せずに保険が適用されることも多い。

全額自己負担の際の費用は70万～200万円ほどで、タイは渡航費を含めて50万～200万円程度。国内の認定病院は予約が取りにくい状況だが、タイでは比較的早期に実施できる。一方、渡航は心身への負担が予想され、体の不調が判明しても再受診しづらいリスクが指摘されている。厚生労働省は「ホルモン製剤のGIDに対する薬事承認が取得できていない。学会とも相談して適用の検討を進めている」としている。日本精神神経学会などによると、2015年末までに全国で少なくとも約2

万2千人がGID患者として医療機関を受診し、国外で計約3千人が性別適合手術を受けた。